

## 基礎的研究業務委託規程

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号。以下「研究機構法」という。）第14条第1項第5号の規定に基づき生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託する際の基準を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (透明性・公正性の確保)

第2条 農研機構は、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施する生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及する事業（以下「基礎的委託研究事業」という。）の透明性・公正性を確保するため、基礎的委託研究事業において実施する試験研究の委託に関する事項について、生研支援センターの中立性を確保しなければならない。

### (権限の委任)

第3条 理事長は、生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「所長」という。）に、次条から第21条までに規定する事項に関する権限を委任する。

### (委託契約の締結)

第4条 生研支援センターは、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を委託しようとするときは、当該試験及び研究を受託する機関（以下「受託機関」という。）と試験及び研究の委託に関する契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。

2 委託契約を締結するに当たって生研支援センターが必要と認める場合には、受託機関は、定款、決算報告書等を提出しなければならない。

### (委託契約書)

第5条 生研支援センターは、前条第1項の規定により委託契約を締結しようとするときは、委託契約書において次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 委託する試験及び研究（以下「委託試験研究」という。）の課題
- 二 委託試験研究の目的及び概要
- 三 委託試験研究を実施する場所
- 四 委託試験研究の開始及び完了の時期
- 五 委託試験研究の委託費の額並びに支払の時期及び方法
- 六 委託試験研究に関する収入及び支出の状況並びに委託費の使途を明確にさせるため

## の措置

- 七 委託試験研究を適正に遂行させるための措置
- 八 委託試験研究の遂行が困難となったときの措置
- 九 委託者が委託費によって製造し、取得し、又は効用を増加させた物件の帰属
- 十 委託試験研究の結果から生じた特許権等（特許を受ける権利、特許権、実用新案登録を受ける権利、実用新案権、意匠登録を受ける権利、意匠権、品種登録を受ける権利、育成者権、著作権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び回路配置利用権をいう。以下同じ。）の帰属
- 十一 委託試験研究の成果の取扱いの方法
- 十二 その他必要な事項

## （委託費）

- 第6条 委託費の額は、当該委託試験研究の実施に要すると認められる経費の額とする。
- 2 生研支援センターは、委託試験研究が終了し、その額が確定した後に委託費を支払うものとする。ただし、別記様式第1号の概算払請求書により受託機関から請求があった場合において、当該委託試験研究の遂行上必要があると認めるときは、当該委託費の一部又は全部について概算払をすることができる。
  - 3 受託機関は、委託試験研究に係る経費について、帳簿を備え、収入及び支出の金額を記載し、その出納を記録しなければならない。
  - 4 受託機関は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、事業終了の事業年度（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第36条第1項に規定する事業年度をいう。）の翌事業年度から5年間保管しなければならない。

## （再委託）

- 第7条 受託機関は、当該委託試験研究について、別記様式第2号の再委託申請書により申請して生研支援センターが必要と認めてあらかじめ承認した場合を除き、その一部を第三者に再委託してはならない。

## （委託試験研究の中止等）

- 第8条 受託機関は、天災地変その他やむを得ない事由により当該委託試験研究の遂行が困難となったときは、別記様式第3号の中止（廃止）申請書又は別記様式第4号の変更承認申請書により生研支援センターと協議の上、当該委託試験研究を中止し、廃止し、又は一部を変更することができる。

## （契約の解除）

- 第9条 生研支援センターは、第4条第1項の規定により締結した委託契約に受託機関が違反した場合には、当該委託契約を解除し、又は変更することができる。この場合において、生研支援センターは、第6条第2項の規定により支払った委託費の全部又は一部の返還を受託機関に請求することができる。

(実績報告)

第10条 受託機関は、毎事業年度又は委託試験研究が終了したとき（委託試験研究を中止し、又は廃止したときを含む。）は、当該委託試験研究の結果を記載した別記様式第5号の実績報告書及び関係資料を生研支援センターに提出しなければならない。

(委託試験研究の調査)

第11条 生研支援センターは、必要があると認めるときは、委託試験研究の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について受託機関に報告を求め、役員又は職員を派遣して実地に調査することができる。

(財産の所有権の帰属)

第12条 生研支援センターは、受託機関が委託契約書に基づき製造し、取得し、又は効用を増加させた財産（以下「財産」という。）の所有権を、受託機関に帰属させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託試験研究が終了したとき以後の財産については、所長が別に定めるところにより、その所有権を農研機構に帰属させることができる。

(特許権等の帰属)

第13条 生研支援センターは、採択課題に係る試験研究の成果について、特許権等を受託機関から無償で譲り受けるものとする。

2 生研支援センターは、前項の規定にかかわらず受託機関があらかじめ別記様式第6号の確認書を提出し、次の各号のいずれにも該当する場合には、特許権等の全てを受託機関から譲り受けないことができる。

一 委託に係る試験研究の成果に係る特許権等（著作権を除く。）の出願若しくは申請を行ったとき又は設定の登録若しくは品種登録を受けたとき及び著作物を創作したときは、遅滞なく、生研支援センターにその旨を報告することを受託機関が約すること。

二 主務大臣（研究機構法第22条第1項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）の要請に応じて、生研支援センターが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を実施し、又は利用する権利を生研支援センター又は生研支援センターが指定する者に許諾することを受託機関が約すること。

三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、主務大臣の要請に応じて、生研支援センターが当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、当該特許権等を実施し、又は利用する権利を第三者に許諾することを受託機関が約すること。

3 生研支援センターは、前項の規定により受託機関に帰属することとなった特許権等の全部について、受託機関が正当な理由なく同項各号のいずれかを満たしていないと認める場合には、その全部を無償で譲り受けるものとする。

- 4 受託機関は、平成26年度以前に締結した委託契約の採択課題に係る試験研究の成果であって生研支援センターと受託機関が共有した特許権等（以下「共有特許権等」という。）について、受託機関の役員又は職員（以下「職員等」という。）が行った発明等（発明、考案、創作又は育成をいう。以下同じ。）に係る特許権等を職員等から承継するために必要な措置を講じなければならない。
- 5 生研支援センター及び受託機関は、共有特許権等を放棄しようとする場合には、あらかじめ双方協議し、合意しなければならない。
- 6 受託機関は、第2項の規定により受託機関に帰属した特許権等について、第三者に対し譲渡する場合又は専用実施権若しくは独占的通常実施権を許諾する場合又は日本国外の第三者に実施権を許諾する場合には、あらかじめ生研支援センターの承諾を得るとともに、第2項、第3項及び前項、第14条第1項並びに第16条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させるために必要な措置を講じなければならない。

#### （著作権の利用等）

- 第13条の2 受託機関は、試験研究成果報告書等委託に係る試験研究により提出した著作物に係る著作権について、生研支援センターによる当該著作物の利用に必要な範囲において、生研支援センターが利用する権利及び生研支援センターが第三者に利用を許諾する権利を、生研支援センターに許諾したものとする。
- 2 受託機関は、前項の生研支援センター及び第三者による著作物の利用について、当該著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとし、当該著作物の著作権者が、受託機関以外に所属する者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

#### （特許権等の実施）

- 第14条 受託機関は、第13条第2項の規定により受託機関に帰属することとなった特許権等を、自ら実施し、若しくは利用したとき、又は実施若しくは利用を許諾した第三者が実施し、若しくは利用したときは、別記様式第7号の実施報告書によりその旨を生研支援センターに報告しなければならない。
- 2 生研支援センター及び受託機関は、共有特許権等の実施又は利用を、必要に応じて、別に締結する実施契約で定める条件に基づき第三者に許諾することができる。

#### （実施料）

- 第15条 生研支援センター及び受託機関は、第三者に対し、共有特許権等の実施又は利用を許諾したときは、別に締結する実施契約で定める実施料を徴収するものとする。
- 2 前項の規定により第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る生研支援センター及び受託機関の持分に応じそれぞれに帰属するものとする。
  - 3 生研支援センターは、受託機関が共有特許権等を実施し、又は利用するときは、別に締結する実施契約で定める当該権利に係る生研支援センターの持分に応じた額に相当する実施料を徴収するものとする。
  - 4 前条及び前3項に定めるもののほか、共有特許権等の実施又は利用に関し必要な事項

は、別に定める。

(収益納付)

第16条 生研支援センターは、第13条第2項の規定により特許権等の全てを受託機関から譲り受けないこととした後、受託機関が当該特許権等を自ら実施した場合及び受託機関が第三者に譲渡し、又は実施若しくは利用を許諾した当該特許権等が実施されることにより収益が生じた場合には、その収益の一部に相当する額を受託機関から納付させることができる。

(準用)

第17条 前5条に定めるもののほか、受託機関が、委託試験研究を実施した結果得られる成果のうち、秘匿することが可能で財産的価値がある技術情報であって、生研支援センターが特に指示するものについては、特許権等に準じて取り扱うものとする。

2 生研支援センターが第7条の規定により再委託を承認した場合における当該再委託をした者に対する特許権等及び前項の規定により生研支援センターが特に指示するものの取扱いについては、前5条の規定を準用する。

(委託試験研究の成果の公表等)

第18条 生研支援センター及び受託機関は、委託試験研究の実施期間中において、成果を相手方以外の者に知らせようとするときは、委託契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ相手方と協議しなければならない。

2 生研支援センターは、委託試験研究の終了後、当該委託試験研究の成果を公表するに当たっては、受託機関が業務上の支障があるため、生研支援センターに対し成果を公表しないよう申し入れたときは、協議の上、受託機関の利害に関係ある事項についてその成果を公表しないものとする。

3 受託機関は、委託試験研究の終了後、成果を公表しようとするときは、委託契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ生研支援センターに協議しなければならない。

(特別措置)

第19条 生研支援センターは、委託試験研究の遂行上特別の事由によりこの規程によることが困難であると認める場合には、この規程によらないことができる。

(農研機構に所属する職員が実施する試験研究の取扱い)

第20条 農研機構に属する職員が、生研支援センターの実施する基礎的委託研究事業により試験研究を実施する場合には、第4条から第12条まで、第17条及び第18条の規定に準じて取り扱うものとする。

2 農研機構に所属する職員の発明等に係る特許権等の取扱いについては、別にこれを定める。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究の委託に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16.4.1 規程第76-1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規程第76-2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19.2.1 規程第76-3号）

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成20.10.1 規程第76-4号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23.4.1 規程第76-5号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24.4.1 規程第76-6号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 27-3規程第76-7号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.4.1 28-7規程第76-8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。



委託試験研究再委託申請書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター所長

殿

（住 所）

（機 関 名）

（代表者名）

機 関 印

代 表 者 印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく委託試験研究（課題名「 」）について、  
下記のとおり再委託したいので申請します。

記

1 再委託の理由

2 再委託計画

（1）再委託先

名 称  
住 所  
代 表 者

（2）再委託の期間

開始 平成 年 月 日  
完了 平成 年 月 日

（3）再委託の内容

別添 委託契約書（案）及び委託試験研究実施計画書による。

（4）結果の報告書及び成果の取扱い

結果の報告は報告書の提出によるものとする。

成果の取扱いについては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び  
〇〇〇〇〇〇と協議する。



委託試験研究中止（廃止）申請書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター所長

殿

（住 所）  
（機 関 名）  
（代表者名）

機 関 印  
代表者印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく委託試験研究（題目名「  
」）について、  
下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

1 委託試験研究の中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）しようとする以前の委託試験研究実施状況

（1）委託試験研究について

（2）経費について

経費の支出状況

経費の区分	月 日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止（廃止）に 伴う不要額	備 考
	円	円	円	円	

3 中止（廃止）後の措置

（1）委託試験研究について

（2）経費について

（3）経費予定明細

経費の区分	支出予定額	算出基礎（名称、数量、単価、金額）
	円	

別記様式第4号（第8条関係）

委託試験研究変更承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター所長

殿

（住 所）

（機 関 名）

（代表者名）

機 関 印

代 表 者 印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく委託試験研究（題目名「 」）について、  
下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更する理由

2 変更する委託試験研究の内容

3 変更する経費区分（経費区分を変更する場合）

【変更前】

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額（円）	備 考
委託費		消費税 円を含む

支出の部

区 分	予 算 額（円）	備 考
物品費		
人件費・謝金		
旅費		
その他		
間接経費		
再委託費・共同実施費		
合 計		

3 物品購入計画

品 目	規 格	員数	購 入 金 額		使用目的	備 考
			単 価	金 額		
			円	円		

【変更後】

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
委託費		消費税 円を含む

支出の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
物品費		
人件費・謝金		
旅費		
その他		
間接経費		
再委託費・共同実施費		
合 計		

3 物品購入計画

品 目	規 格	員数	購 入 金 額		使用目的	備 考
			単 価	金 額		
			円	円		

委託試験研究実績報告書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター所長

殿

（住 所）

（機 関 名）

（代表者名）

機 関 印

代 表 者 印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく委託試験研究（題目名「 」）について、  
下記のとおり事業を実施したので、その実績を報告します。

（なお、あわせて委託費金 円也の交付を請求します。）

記

1 事業の実施状況

（1）委託試験の研課題名

（2）委託試験研究の開始及び完了の時期

開始：平成 年 月 日

完了：平成 年 月 日

（3）委託試験研究の主な担当者の所属及び氏名

（4）委託試験研究の成果（又は概要）

## 2 収支精算

### 収入の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
委 託 費	円	円	円	円	
計					

### 支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

注意：備考欄に内訳を記入すること。

## 3 物品購入実績（10万円以上の備品を購入した場合）

品 目	規 格	員数	購 入 金 額		使用目的	備 考
			単 価	金 額		
			円	円		

注意：該当する物品の領収書の写しを添付すること。

特許権等確認書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター所長

殿

（住 所）

（機 関 名）

（代表者名）

機 関 印

代 表 者 印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく委託試験研究（題目名「  
」）に係る発  
明等に係る特許権等について、次の各号をすべて遵守することを確約します。

- 一 発明等に係る特許権等（著作権を除く。）の出願若しくは申請を行ったとき又は設定  
の登録若しくは品種登録を受けたとき及び著作物を創作したときは、遅滞なく、貴機関  
に報告する
- 二 貴機関から要請された場合には、無償で本特許権等を実施し、又は利用する権利を貴  
機関又は貴機関の指定する者に許諾する
- 三 本特許権等を実施しておらず、貴機関から要請されたときには、本特許権等を実施  
し、又は利用する権利を第三者に許諾する

注： 用紙は、日本工業規格A4版とする。

特許権等実施報告書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター所長

殿

（住 所）

（機 関 名）

（代表者名）

機 関 印

代 表 者 印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく委託試験研究（題目名「  
」）に係る特許権等について、下記のとおり実施したので報告します。

記

- 1 特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 特許権等の出願若しくは申請又は設定登録若しくは品種登録の番号
- 4 実施者（注1）

注：1 当該特許権等を受託者自らが実施した場合はその旨を、実施許諾した第三者  
が実施した場合については当該第三者の機関名を記載すること。

2 用紙は、日本工業規格A4版とする。